

「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例の施行」により
平成25年4月1日からは、

揚水設備の設置には 事前届出が必要です

揚水設備の設置等に関する届出制度

揚水機の吐出口の断面積が **6 cm²** を超える揚水設備を設置する場合、

- 設置工事の**30日前**までに届出が必要です。
- 揚水設備の工事が完了したときは、完了後**15日以内**に届出をしてください。
- 揚水機の変更、採取量の増加等の変更をしようとする際にも、届出が必要です。



地下水涵養の努力義務・採取量の定期報告

吐出口の断面積が **50cm²** を超える揚水設備を設置する場合、

- 採取量や用途に応じて地下水の涵養に関する計画を作成、提出するとともに、実施する必要があります。
- 水量を測定するための機器を設置し、毎年1回、採取量を報告する必要があります。

「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」の目的

地下水及び水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、事業者及び土地所有者等の責務並びに県民の役割を明らかにし、地下水の適正な採取や水源地域における適正な土地利用の確保に必要な事項を定めます。このことにより、健全な水循環の維持に資することを目的とします。

届出制度 Q & A

この条例でいう地下水には温泉は含まれますか？

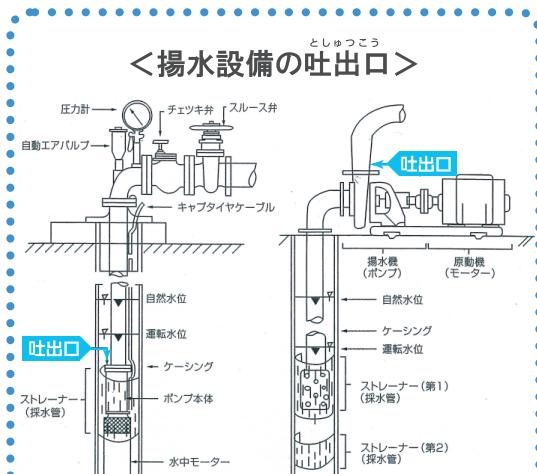
いいえ、本条例でいう地下水には、温泉法による温泉は含まれません。
また、鉱業法により採掘される天然ガスを溶存する地下水も除きます。

この条例でいう揚水設備とは何を指しますか？

ポンプなど、動力を用いて地下水を採取するための設備をいいます。
(河川法が適用、又は準用される河川の河川区域内のものを除きます)

吐出口の断面積とはどの部分のことですか？

地下水を汲み上げる揚水設備の右図の吐出口の断面積のことです。
この断面積が6cm²を超える揚水設備※が届出対象となります。
※吐出口が2つ以上あるときは、その断面積の合計が6cm²を超える場合、
届出の対象となります。



届出する内容はどのようなものですか？

設置者の氏名・住所(法人の場合は、名称・住所・代表者氏名)、設置場所、揚水設備のストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積及び原動機の出力、採取する地下水の水量、採取する地下水の用途等です。

なお、届出書の様式は県大気水質保全課、県林務環境事務所環境課の他、県ホームページからも入手できます。

届出はどこに提出すればいいですか？

- 新規で揚水設備を設置する場合 → 設置所在地を管轄する県林務環境事務所環境課へ
- 既に設置されている揚水設備について
(届出対象となる吐出口断面積を持つもの) → 県大気水質保全課へ(期限:平成26年3月末)

なお、独自に規制を行っている市町村※に設置する場合は、設置所在地の市町村へ届出等を行ってください。

※富士吉田市、北杜市、笛吹市、中央市、昭和町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町(平成25年3月現在)

届出や報告をしない場合の罰則はありますか？

無届出の揚水設備設置や、虚偽の届出等、条例で規定されている義務を果たさない場合や、勧告に従わない場合は、氏名等の公表や、罰則が適用されることがあります。

問い合わせ

山梨県森林環境部 大気水質保全課 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055(223)1508 FAX:055(223)1512
または各林務環境事務所 環境課へお問い合わせください。 E-mail: taiki-sui@pref.yamanashi.lg.jp



届出書の様式など、詳細については山梨県 ホームページをご覧ください。